

議案第70号

調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項等を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年調布市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年調布市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「, 第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「又は第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第1条の規定による改正後の調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第5条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなす。